



平成 21 年 5 月 15 日

MFJ 公認競技主催者およびエントラント 各位

財団法人  
日本モーターサイクルスポーツ協会  
技術委員会

### JSB1000技術仕様 カムシャフトに関する解釈について

さる、全日本ロードレース選手権第2戦 鈴鹿2 & 4大会においてJSB1000クラスの技術仕様「7-24-8-1カムシャフト」に関する疑義が生じました。  
この疑義の内容についての規則の説明および解釈を以下のとおり統一し、ご案内いたします。

#### ○ カムシャフトに関する解釈について

7-24-8 カムシャフト及びカムスプロケット

7-24-8-1 カムシャフト

カムシャフトは公認車両のものから変更または交換が認められる。

カムプロフィールの寸法は自由とする。

材質及びカムシャフト駆動方式は公認時の状態を維持しなければならない。

< 解釈 >

#### カムプロフィールについて

プロフィールについては、カムシャフトの変更または交換が前提にあり、過去の規則変更（03年および04年ART提案）の審議過程のなかで、「変更が自由」の補足説明として記述されたものであり、カムシャフトの変更または交換が認められているということは、材質及びカムシャフト駆動方式が公認時の状態を維持していれば、それ以外はプロフィールを含み、別なものへと変更交換することが認められています。

#### マテリアル（材質と素材）とは、

- ・ 材質とは、「鉄、アルミニウム、マグネシウム、カーボンなど」の分類を指し、製造方法まで規制するものではない。
- ・ 素材とは、慣用としては、製造方法も含むと解釈できるので、「材質と製造方法」を併記する運用とする。

よって、現行規則の解釈は、以下のとおりとなります。

7-24-8 カムシャフト及びカムスプロケット

7-24-8-1 カムシャフト

カムシャフトは公認車両のものから変更または交換が認められる。但し、材質及びカムシャフト駆動方式は公認車両時の状態を維持していなければならない。

尚、材質とは、鉄、アルミニウム、チタン、マグネシウム等の分類を表し、その製造方法まで規制するものではない。

以上